



令和 8 年 10 月から

インフルエンザ予防接種の助成が始まります

インフルエンザの流行に備え、10月より予防接種が開始となります。インフルエンザワクチンは発病予防、特に重症化防止に有効です。接種から免疫がつくまで2週間程度かかりますので早めの接種をお勧めします。

町では次の対象の方に接種費用の助成を実施します。ご希望の方は医療機関に申込みの上、接種してください。※新型コロナウイルス感染症予防接種の助成と詳細が異なるため注意してください。

実施期間

令和 8 年 10 月 1 日 ～ 令和 9 年 2 月 28 日

助成対象者

- ①満 65 歳以上の方で接種を希望する方
- ②満 60 歳～64 歳の方で心臓・肺・腎臓・免疫などの機能不全の病気により身体障害者手帳 1 級程度の方
- ③生後 6 ヶ月～高校 3 年生に相当する年齢の方
- ④妊婦の方（町からの通知をご持参ください。）

接種場所

- ・助成対象者①②の方は全県の協力医療機関
- ・助成対象者③④は秋田市・男鹿潟上南秋地区の協力医療機関

助成額

次の①、②のうち、いずれかのみを助成します。

①不活化ワクチン 1 回の接種につき 1,500 円（13 歳未満の方は 2 回分の助成）

②経鼻弱毒性インフルエンザワクチン 1 回の接種につき 3,000 円

※助成対象者で生活保護世帯の方は全額助成となります。

【自己負担額についての注意】

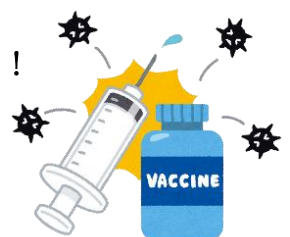
接種料金から助成額を引いた金額が自己負担額になります。ただし、接種料金が助成額より下回った場合は接種料金の金額が補助の金額となります。

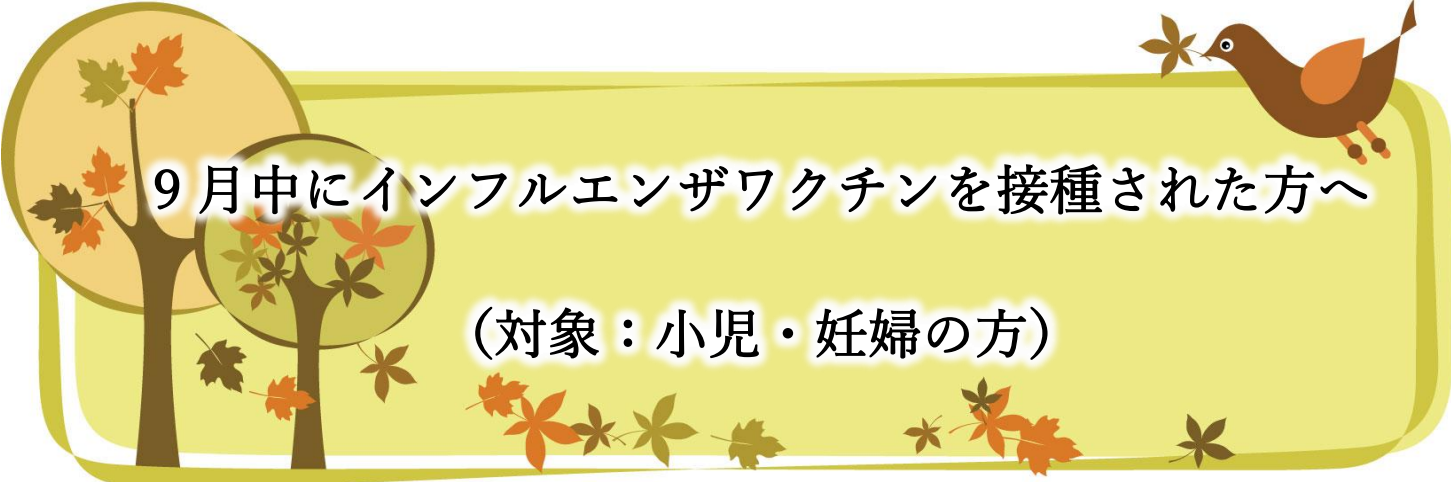
生活保護世帯の方は、接種の際に「緊急時医療依頼証」を医療機関の窓口に提示して下さい。提示がない場合、1,500 円を超える金額は有料となります

受診方法

協力医療機関での接種となります。必ず電話等で予約をしましょう。

- ①接種する医療機関に電話等で予約する。
- ②予約日に医療機関を受診する。
- ③予防接種の実施。予防接種は必ず体調のよいときに接種しましょう！





9 月中にインフルエンザワクチンを接種された方へ

(対象：小児・妊婦の方)

例年よりもインフルエンザの流行が早いことから、9 月中に医療機関にてインフルエンザワクチンを接種された方へ、一部接種料金の助成をします。詳しくは健康福祉課（予防接種担当：875-2800）にご相談ください。

【対象者】9 月中にインフルエンザワクチンを接種した以下の方。

- ①生後 6 ヶ月～高校 3 年生に相当する年齢の方
- ②妊婦の方

【申請の流れ】健康福祉課窓口にて申請書を記入していただき、償還払いとなります。

①申請書の記入（健康福祉課窓口にて記入）

（持参書類等）

- ・医療機関の領収書
- ・明細書
- ・接種したことがわかる書類（接種済証等）
- ・印鑑

②請求書の記入（健康福祉課窓口にて記入）

③助成金決定通知の送付

申請内容を確認した後、町より助成金決定通知が届きます。

④指定の口座に入金

請求書に記載された口座に入金となります。

※申請後 2～3 週間ほどお時間をいただきます。

